2023年度第2期の事業及び活動に関する報告

1. 学校用教材の質的向上に関する調査研究(定款第5条第1項(1))

(1) 第37期学校教材調査会(中学校)の実施、第38期学校教材調査会(小学校)の 準備

2023年度版中学校用教材を対象に実施した第37期は、8社が参加し、これまでと同様に5教科(国語、社会、数学、理科、英語)の教材を調査対象とした。調査結果を教科別に伝達する各社別研究会を、2023年8月18日から9月3日までに計4日(教科によって1または2日)開催した。より多くの編集者に参加してもらうためオンラインも活用し、充実した会となった。

各社別研究会終了後、今回の調査の総括を各委員によって「調査報告書」にまとめ、 各社へ送付した。

また、2025年度版小学校用教材を対象とする第38期調査会事業の実施に向けて編集部長会を中心に検討・準備を進めている。

(2)全国教育研究所連盟(全教連)、関東地区教育研究所連盟(関教連)、民間教育研究 所連盟(民教連)等との連携と共同調査研究

全教連、関教連、民教連の諸会議や研究活動に参加するとともに、各種教育研究の 発表会やシンポジウムにも出席し、資料・情報を収集し研究を深めた。

(3) 日本教材学会(教材学会)の活動支援

教材学会の研究発表大会や研究会の開催及び支部活動に対して、予算面も含めて協力・支援を行った。

(4) 学校用教材の質的向上に関する資料・情報の収集と調査研究

国公民間立教育研究機関が行った各教科の研究発表やシンポジウム、教材学会の研究発表大会などでの研究報告をはじめ、全国連合小学校長会や全日本中学校長会の研究会などの資料・情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

(5) 学校のICT活用に関する調査研究

1) 学習 e ポータルに関する説明会の開催

2023年11月27日に、学習eポータルに関する説明会として、教育DX推進

室・藤原志保室長を講師に招いて「教育DXに関する文科省の取組について」と題した講演と、来場者との質疑応答・意見交換を行った。

また、デジタル教材の諸課題(プラットフォーム研究等)については、編集部長会を中心に研究・検討を進めた。

2) デジタル教材及び学校のICT活用に関する資料・情報の収集と調査研究 文科省や学習情報研究センター(学情研)、日本教育情報化振興会(JAPET& CEC)等の資料・情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

2. 学校用教材の出版倫理の維持高揚(定款第5条第1項(2))

(1) 出版倫理の確立を図るための諸会議・研修会等の開催

学校用教材等についての模倣や剽窃、他社の経営方針などについての中傷、誹謗や知的所有権の不適切な処理など出版倫理・経営倫理にもとる行為が行われないよう関係各所において出版倫理の意識高揚を図った。

(2) 知的所有権及び不正競争防止法等についての研究・啓発と適切な処理等について の指導、助言

学校用教材についての著作権、出版権等著作権法上の権利並びに商標権、意匠権、 実用新案権、特許権等の工業所有権など知的所有権全体についての権利及び不正競 争防止法上の権利等を守るため、文化庁、特許庁等の行政機関や権利者団体、著作権 団体等が開く諸会議や講習会などに出席して資料・情報を収集し研究を進めるとと もに、随時各社に情報提供を行った。

写真やさし絵、文学作品などの知的所有権を尊重するため、当協会と日本児童文芸家協会(児文芸)、日本児童文学者協会(児文協)、日本文藝家協会(文藝協)、日本音楽著作権協会(JASRAC)、日本写真家協会(JPS)、日本児童出版美術家連盟(童美連)等との間で締結された覚書や協定などを正しく遵守して教材作りを進めるよう機会あるごとに啓発を行った。

(3) 教材と著作権についての対外官伝活動と授業目的公衆送信補償金制度への対応

学校用教材は著作権法第35条の権利制限の範囲には該当しないとの立場を維持しつつ、学校の実情に対応した形で、文科省等と連携しながら、著作権の啓発活動を行った。具体的な活動として、協会ホームページでの学校用教材の著作権解説の掲載、全教委あての学校用教材の著作権に関する学校への指導依頼文書の発出(3月1

日付)、学校からの問い合わせ対応方針の各社共通理解の促進などを行った。

また、授業目的公衆送信補償金制度への対応については、補償金制度に関わる権利者(出版、新聞、写真、文藝、美術等)と利用者(教育関係者)が意見交換を行うフォーラムが2年ぶりに再開されたこともあり、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)の構成団体のひとつである出版教育著作権協議会に出席し資料・情報を収集するとともに学校用教材の著作権について教材業界として意見を述べた。また、協会ホームページに掲載している著作権解説に対するSARTRASからの問い合わせを受けて、加盟社の学校用教材についての見解であることが誤解なく伝わるように表現を一部修正した。

(4) インターネットを介した学校用教材の転売への対応

1) インターネットオークションやフリーマーケットサービス運営企業との交渉と対応

各運営会社に対して、評価教材や見本本について一定条件のもとでの出品削除や、 出品者への警告メッセージの発信等の依頼を行った。

また、大量に見本本を出品しているような悪質出品者のリストを運営会社毎に整理して、編集・営業部長等と共有した。

2) 見本本への対応

出品、転売されないための対策として、各社では見本本への対応(出品禁止等の文言の掲載やシール対応)や検討を行った。また、販売店に対し見本本の管理、回収の徹底を依頼した。

3. 学校用教材及びその効果的使用についての啓発普及(定款第5条第1項(3))

(1) 学校用教材の価値、役割の啓発宣伝

報道機関等に対して、学校用教材の教育的必要性や価値、役割、教育上の効果等について資料・情報を提供して正しい知識と理解を深めるよう求めた。また、文科省、教委、全教連、国公民間立教育研究機関、各教科の研究会、教材学会、校長会等の諸会議や講習会などに参加して、教材の内容や協会の事業、活動について資料・情報を提供して正しい知識と理解を深めるよう啓発した。

(2) 学校用教材の効果的使用についての啓発宣伝

「図書教材新報」に掲載した各社の教材活用事例「教材活用シリーズ」を協会ホー

ムページにて随時公開し、教材の価値、役割、活用法について発信した。

(3) 刊行物の普及及び協会ホームページの活用による啓発宣伝

協会ホームページから啓発資料等をダウンロードして活用できるよう随時更新を 行った。

また、対外宣伝活動の一環として、編集部長会等の意見を踏まえて、協会ホームページの内容充実を進めた。

(4) 一般社団法人全国図書教材協議会(全図協)及び教材学会との連携による啓発宣伝学校用教材の普及、啓発、採用促進運動として、全図協、教材学会と協力し、12月には教育委員会向けのチラシ(知ってほしいシリーズ3種「学校用教材の採択のこと」、「学校用教材の価値・役割のこと」、「学校用デジタル教材のこと」)を作成するなど、各種資料の配布や協会ホームページ、文書等による各種啓発宣伝等を進めた。

(5) 東京都からの依頼について

東京都からの「こどもスマイルムーブメント」への参画依頼を受けて、日図協として参画申請をした。

4. 学校用教材に関する情報、資料等及び実物の収集(定款第5条第1項(4))

(1) 学校用教材及びそれに関連する資料等の収集とその保管展示

小・中学校用教材や教具などの提供を関係各社より受け、主要なものは保管展示した。

(2) 教科書及び教師用指導書並びにそれに関連する資料等の収集と関係教材各社への 提供

教科書・教師用指導書の収集と調査研究については、①小・中学校教科書訂正情報、②2024年度用小学校教科書供給本及び教師用指導書の上巻分、③2025年度用中学校教科書見本本、④2024年度用高校教科書供給本、⑤2024年度用高校教科書見本本の収集と提供を行うとともに、その内容についての研究を進め、主要なものは保管展示した。なお、教科書の教材会社への発送にあたっては、加盟社からご助力をいただいた。

(3) 教科書の採択に関する資料等の収集と関係教材各社への提供

2024年度の教科書採択集計資料及び教科書会社の発行する定期刊行物、研究 資料に関する情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

5. 学校用教材及び教育全般に関する研修会等の開催(定款第5条第1項(5))

(1) 教材の著作権に関する勉強会・研修会の開催

2024年4月25日には前田哲男顧問弁護士を招いて、各社から出された具体的な事例を題材に、加盟社の編集部長を中心に、著作権の勉強会を開いた。また、5月29日には前田顧問弁護士を講師に、著作権の基本的内容から教材作成に関係する事項をテーマに、加盟社・業務委託会社の編集者を広く対象にした著作権研修会をオンラインで開いた。当日は195名が参加した。

(2) 教育DXについての講演会の開催

2023年11月27日に、学習eポータルに関する説明会として、教育DX推進室・藤原志保室長を講師に招いて「教育DXに関する文科省の取組について」と題した講演会を開いた。

(3)編集部長会の開催

学校用教材の改善充実を進めるため、小・中学校編集部長会を開き、ルールに則った教科書準拠教材作り、著作権者などの権利の尊重、知的所有権及び不正競争防止法上の問題の処理、広報活動(協会ホームページの内容充実等)、ICT活用に対応した学校用デジタル教材に関する諸課題などについて研究協議し対応方策について検討を行った。

6. 関係官庁及び関係団体等との連絡協調(定款第5条第1項(6))

(1) 文科省等との連絡協調と、文科省有識者会議への参画

文科省教科書課、教育課程課、学校情報基盤・教材課(修学支援・教材課)、学校 デジタル化PT、教育DX推進室、デジタル庁等と随時連携を図り、学校用教材の情 報提供と諸課題についての意見交換を行った。

「学習 e ポータルに関する専門家会議」(文科省受託事業、ICTCONNECT 2 1 主催、委員・森達也理事)に出席し、教材業界、教材会社の立場から意見を述べた。また、文科省の「デジタル教科書・デジタル教材等の更なる活用のための通信環

境の調査研究」を受託しているNTT東日本から、ヒアリング調査への協力依頼があり、各社のデジタル教材についての情報を集約して回答した。

(2) 出版文化団体、仲介業務団体等との連絡協調

日本書籍出版協会(書協)、日本雑誌協会、新聞協会、児文芸、児文協、文藝協、 童美連、JPCA、JPS、JCOPY、JRRC、JASRAC、JUCC、SA RTRASなどの諸会議や講習会等への参加や相互訪問を通して理解を深めた。

(3) 教科書関係団体、教材関係団体及び教育関係諸団体との連絡協調

- 1)教科書協会、教科書研究センター、教科書著作権協会、教科書供給協会、学習教材協会など関連する教育出版・著作権管理団体と随時意見交換等を行い連携協力関係 を深めた。
- 2)全日本教育材料連合会、日本心理検査協会、日本教材備品協会、学情研、JAPE T&CEC等の教育関係団体の諸会議や講習会等に参加し、また相互訪問を行って 資料・情報の交換を行うなど相互の理解と連携協力関係を深めた。

(4) 教科書著作権協会(教著協)との協力体制の確立

- 1)塾でのライブ配信授業の教科書準拠教材利用について、教著協と協議会を開催し、 2023年10月25日付で「塾でのライブ配信授業における教科書準拠教材の利 用に関する覚書」を締結調印した。
- 2) 教科書準拠教材の広告宣伝と教材見本の考え方について、「共通理解・教科書準拠 教材への教科書利用に関する教材見本と広告宣伝のあり方」として整理を行い、10 月25日付で教著協と合意をした。
- 3)「教科書準拠教材への教科書利用に関する基本契約書」第8条に関する覚書の一部改定 (教科書見本本の送料を日図協負担にできることの明記)について、4月1日付で教著 協と締結調印した。
- 4) 自治体への教材の単元データ等の提供に関する教科書利用の考え方について協議 を進めるべく、編集部長会等での検討を踏まえて事務局間で調整を行った。
- 5)2024年3月には教著協著作権委員と日図協編集部長との懇親会を開き、相互信頼と友好関係を深めるよう努めた。
- 6) その他、教科書利用に関わる諸課題について、事務局間で情報の共有や意見交換を 行った。

7. 学校用教材の出版・制作事業の改善合理化に関する調査研究(定款第5条第1項(7))

(1) 流通等の業務の合理化に関する調査研究

業務委員会では、2024年6月6日に会議を開き、新学期教材の供給と流通全般における諸課題などについて情報交換を行った。

(2) 受発注業務の合理化に関する事業の推進

ネットワーク委員会では、2024年6月5日に会議を開き、Web発注システム「図書教材ネット」の稼働状況の確認のほか、次年度以降のシステム改修の検討を行った。

(3) 全図協との連携による学校直販システムの維持・発展の研究

- 1) 営業部長会では、全図協のブロック小学部会長会議、ブロック中学部会長会議と協議会(6月、11月)を開催し、小・中学校分野における市場の安定・拡大発展と、小・中学校特有の課題、問題の対策を検討した。また、全図協のブロック会議及び各都道府県協会の総会等諸会議に出席し運営に協力した。
- 2) 2024年1月に発生した能登半島地震による被害に対して、加盟社の協力の下で、被災地域の教材販売店の被災状況の情報を収集するとともに、被災児童・生徒の滅失教材の無償提供を行い、その旨を全図協と連名にて1月17日付でプレスリリースした。なお、教材販売店への復旧・復興支援等は全図協を中心に行っている。

8. 機関紙及び調査研究報告書等の発行(定款第5条第1項(8))

(1)機関紙「図書教材新報」の刊行

協会はじめ、全図協、都道府県協会、教材学会等の事業、活動などを正しく広報するため、加盟社の全面的な協力により、月刊で12回発行した。

(2) 各種調査研究報告書等の作成とその配布

今年度に新しい報告書の発刊はなかったが、これまでの研究センターの調査研究 報告書を活用し関係各所に配布した。

(3) 初任者研修用教材テキストの配布

新任教員向けテキスト「授業と教材―教材の正しい理解と活用のために」を、要請のあった教育研究センターや教材・教科書出版社、教材販売店へ無償提供した。

9. 学校用教材の作成に関する著作権等の権利処理事務(定款第5条第1項(9))

(1) 教科書に準拠する教材作りに関する権利処理事務

教著協との契約に基づき、所定の事務処理を適切に行った。特に、教科書見本本については、加盟社、業務委託会社に対して、契約に従った厳格な取り扱いを周知・徹底した。また、契約書に基づいた教材制作に関する各社からの個別相談に適宜応じた。

(2) 国語教科書掲載作品等の著作権者への権利処理事務

児童文学者団体及び文藝協との協定に基づき、著作権者への所定の権利処理事務を適切に行った。日本文藝家協会から、使用料規程の改訂に向けた検討を始めていることに関して、2023年12月25日に口頭で説明を受け、事務局から学校用教材の実情などを伝えた。

10. 基本財産(不動産)の運用(定款第5条第1項(9))

協会ビル2階3階の賃貸運用を行った。空き室は12月(月×部屋数)<14. 3%>となった。なお、現時点(8月末現在)では空き室は0となっている。

11.2023年度第2期事業報告の附属明細書について

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。